

官報

号外

昭和三十九年三月三十一日

第四十六回国会衆議院會議録 第二十号

昭和三十九年三月三十一日(火曜日)

議事日程 第十九号

昭和三十九年三月三十一日

午後二時開議

第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の會議に付した案件

議員請暇の件

国産生ワクチン投与に関する緊急質問(伊藤よし子君提出)

日程第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時行政調査會設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正

昭和三十九年三月三十一日 衆議院會議録第二十号 議員請暇の件 国産生ワクチン投与に関する伊藤よし子君の緊急質問

する法律案(内閣提出、參議院送付)

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、參議院送付)

午後五時七分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

議員請暇の件

○議長(船田中君) おはかりいたしました。議員松村謙三君、同竹山祐太郎君及び同古井喜實君から、海外旅行のため、四月六日から二十五日まで二十日間請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、許可するに決しました。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

早く国産品のできますことを、私どもも念願してまいった次第でございます。

今日、関係方面の研究、御努力の結果、國際的な基準に從つた国産生ワクチンの製造が実現いたしましたことは、その限り、私も喜んでゐる一人でございます。ところが、二月下旬以来、厚生省の指導によつて、全国各地で希望者に対し、この国産生ワクチンの投与が一斉に始められましたから、時を同じくして各地で死亡者が出たり、下痢、発熱の症状を呈する子供が出て、世の母親の間に大きな不安を巻き起こしましたことは、政府もすでに御存じのとおりでございます。

この点について、わが党は、すでに先月以來、衆參兩院の社会労働委員會において、小兒麻痺の国産生ワクチンの安全性につきまして、わが党の委員が先頭になって、厚生当局に対し質問を行ないますとともに、引き続き、參議院においては、権威あるその道の専門の学者、医師等を国会にお招きいたして参考意見を聴取し、その安全性を確かめてまいったわけでございます。その前後においても、二、三の死亡事故が発生し、母親の不安が一層高まり、投与を中止いたす地区も出てまいりました。これに対し、厚生省は、おくれはせながら公開説明会などを開き、ただ安全性の強調のみを言明してまいりましたが、何と申

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、日程は追加せられます。

官報(号外)

しましても、大切な子供の生命に関する重大な問題でございますから、わが党は、単なる当局の説明だけでは満足しない、念には念を入れるため、事故の起きました五カ所の地方にそれぞれ議員を派遣し、実情をつぶさに調査することにしたし、私も桑名市の調査にまいった一人でございます。この調査の報告をまとめました結果は、まだ医学的にその死因が時間的に判明しないものもございましたが、少なくとも國産生ワクチン自体が危険であるという結論には達しませんでした。ことばをかえて言えば、國産生ワクチンの安全性は、今日、国際的に最高であると認められているソ連、カナダ製のものと変わりはないと考えてよろしいという事になったわけでございます。しかし、何と申しましても、私どもは、直接医学的な研究機関を持っているわけではございませんし、また、ごく常識的な判断にすぎません。

そこで、世の母親の不安を除き、おそれるべき小児麻痺から子供を守るため、これらの事故に対して、政府の責任ある御見解を国会の場で御発表いただく必要があると考へまして、私は、ここに、あえて世の母親にかわって、國産生ワクチンの安全性と事故との関係について、まず最初に、政府の代表である総理の御見解をお伺いする次第でございます。(拍手)

第二にお伺いしたいのは、現在までに全国で國産生ワクチンの投与を終えた子供の数と、投与を予定した子供の数でお未投与の子供の数は何名ぐらいあるか。また、投与を中止している地区はどのくらいあるか。あるいはまた、同じ地区内で投与した子供としない子供があることは危険ではないかと考へますが、これらの地区に対し、流行期に備えて、厚生省は今後どのような対策をお考へになつておられるか、厚生大臣に伺いたいと存じます。(拍手)

次に、お伺いしたいのは、國産生ワクチンの安全性が医学的に認められたといたしましても、その投与にあつたの、いわゆる禁忌事項が、いままでのやり方で完全に守られているとお考へになつておられるかどうか。この点、死亡者以外に、下痢、発熱の伴つた子供が相当出ている地区もあるようでございますが、投与前の子供の健康の判断など、しろうとの母親のみにまかせておいてよろしいものかどうか。保健所などを中心にもつと強力に子供の健康の管理を行なえば、事故や副作用も防げるのではないかと考へますが、この点いかに考へるか、厚生大臣の御意見を伺いたいと存じます。(拍手)

次に、またすでに國産生ワクチンを投与した乳児に対して、事後の健康管理を十分に行なうとともに、一定地域を指定して、國産生ワクチン投与が乳児の健康にいかなる影響を及ぼしたかを科学的、組織的に調査検討して、そのより安全性と有効性を確かめていくことが、今後に備えても必要ではないかと考へますが、この点いかに考へておられますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

また、このように万全を期して投与を行なつても、万一事故が発生した場合、国としての補償の点はどのようにお考へになつておられるか、あわせてお伺いしたいと存じます。(拍手)

次にお伺いしたいのは、現在、政府は、三十七年度の調査で、一歳から十五歳までの者は小児麻痺に対し八〇％の人工免疫になつておられるから、今後は、生後三カ月から十八カ月の新しく生まれた乳幼児のみを対象として生ワクチンを投与すればよいとされておりますが、なお万全を期するため、義務教育前の児童にまで対象の範囲を拡大する必要があるのではないかと考へますが、この点いかに考へておられますか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

次に、本来、生ワクチンのような国民の保健上欠くことのできないもので、法によつて定められた予防接種を行なうものは、営利的な私企業の製造にまかせせることは当を得ないことと考へて、採算ベースをはずして、国で製造、検定をともに行なつて、国民には無償で投与を行なうべき性質のものとお考へますが、この点特に総理大

臣の御答弁をお願ひしたいと存じます。(拍手)

次にお伺いしたいのは、國産生ワクチンの価格の問題でございますが、ソ連からの輸入生ワクチンが一人一回二十五円に対し、國産のものは四十七円になつております。この点、ソ連生ワクチンは政策的にどうでもなる値段だから比較ができないと厚生省では御説明になつておられますが、これは現在の國産生ワクチンの製造の主体が、六社が合同してできた株式会社日本生ポリオワクチン研究所であり、かつてのソーク・ワクチンの製造用の設備費が償却されないうちに生ワクチン製造に取りかかったため、販売コストの中に二重の設備費が織り込まれて、不当に価格がつけ上げられている懸念はないか、この点特にお伺いしたいと存じます。(拍手)

次にお伺いしたいのは、小児麻痺の生ワクチンのみではなく、予防接種行政全般にわたることでもございしますが、今回の生ワクチンの投与にあつて、地域によっては医師会の協力が得られないところも出ていたようでございます。これは必ずしも医師が生ワクチンの安全性を疑つてのことではなく、万一事故が出た場合、立ち会つた医師の責任に転じられる懸念によるものではないかと考へます。この点今後の予防衛生行政全般の問題として、責任の所在はどのようになつてお

か。事故を現場の医師の責任に転嫁するのではなく、逆に、医師の認定によつて必要な国家補償を行なうことを制度化しない限り、予防衛生行政に対する医師の眞の協力は得られないのではないかと考へますが、この点厚生大臣はどのような御見解であるか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

また、国民の日常の健康管理のためには、保健所を充実し、保健所を中心として医師を予防面でもつと活用する体制をつくることも、地域の医師が各家庭の生活状況をよく知つていて、いわゆる家庭医的な機能を發揮することが必要であるとお考へますが、この点について厚生大臣はどのような御見解をお持ちになれるか、お伺いしたいと存じます。(拍手)

最後に、私は重ねて強く御要望をしておきたいのでありますが、大切な子供の生命にかかわる問題でございますので、国としてはあくまでも事故が起きないよう、投与にあつて万全を期していただきますと同時に、すでに投与を終わった子供に対しても、事後の健康の管理を計画的、組織的にやつていただき、おそれるべき小児麻痺患者が一人でも発生しないよう将来にわたつての布陣を十分にしいていただいて、今後はすべての母親が安心して國産生ワクチンの投与を受けられるように、また、あわせて愛情ある保健行政確立のために、政府の一そりの御努力をお願

いして、私の質問を終わりたいと存じます。(拍手)

〔國務大臣池田勇人君登壇〕

○國務大臣(池田勇人君) お答えいたします。

國産生ワクチンは無害であり、安全であり、かつ健康管理上必要であることは、学者、専門家の意見の一致するところでありました。したがって、私は、安心して生ワクチンの投与を受けられるよう、積極的に国民に呼びかける考えております。

また、生ワクチンを無償で供与したかどうかという御意見でございますが、たゞいまも生活保護を受けておる人、あるいはまたそれ以上の方にも一定の範囲内で無償でやっておりますが、全部に無償にするかどうかは、今後検討していきたいと思っております。(拍手)

〔國務大臣小林武治君登壇〕

○國務大臣(小林武治君) 昭和三十八年度の下半期の小兒麻疹特別対策におきまする國産生ワクチンの投与事業は、ことしの二月中旬から下旬にかけて開始しております。この二十日現在における全国の実施状況は、対象児童が三百二十万五千人に對しまして、実施済みの人員は約百九十万三千人であり、実施率は六一%に達しております。この投与は大体予定どおり実施をいたしております。ただ、二、三なお中止をしておるところがありますが、こ

れらも四月以降続いて実施することにならうと思っております。

それから、投与の方法等につきましては、御案内のように、保健所に対しまして十分に注意しております。すなわち、生ワクチンの用法、貯蔵法、あるいは投与前の指導、投与の方法、また、これに對する投与をしてはならないもの等につきましては、都道府県に對しましてよく注意をし、たとえば、急性疾患にかかつておる者、または病後の衰弱者等については、投与を行わないように指導いたしますとともに、パンフレット等をつくりまして、投与会場の従業者にも配付いたし、十分の注意をいたしております。

また、投与後の健康管理等につきましても、異状を認めた場合の措置につきましては、保健所長ほか、関係者に十分の指導を行なっております。しかしながら、予防接種事業の性格が乳幼児を対象とするきわめてデリケートなものであるため、今後一そう衛生教育等につとめまして、いささかも不安のない予防接種を行なうよう努力いたしたい所存でございます。

また、たゞいまお話のありました義務教育の者にも投与をしたらどうか、こういうお話であります。これはいままでこれらの児童の免疫状況を十分に調査をいたして、その必要がないというところで、いまのところこれをいたしておりますが、なお統一して調査を

し、必要があればこれもいたしたい、かように考えておるものでございませぬ。

なお、たゞいま国で製造し無償でどうか、こういうお話がありますが、これはコレラのワクチンあるいは天然痘等もいろいろ関係をいたしてありますので、これらの関連も考慮して適当にいたしたい、かように考えております。

また、価格の問題は、お話のように高いのでございますが、これらはたゞいま日本で初めて始めたのでありまして、いろいろの事情で高くなっておりますが、これをできるだけ安価にする努力を続けていたすつもりでおります。

なお、医師会の非協力の問題はどうか。これらは十分医師会の御理解を得て協力をしてもらいたいことにとりましても努力をいたすつもりでおります。保健所の医師の活用、あるいは保健所の近所における開業医の問題につきましても、お話のように、常勤でなくしてこれらの方々に公衆衛生のお手伝いをしてもらってあるのでありまして、お話のような活用をはかりたい、かように考えております。

な保健行政を確立いたしたい、かように考えております。

なお、事故に對する責任問題であります。生ワクチンから明らかに事故が出た、こういうことになりましたら、國としても責任を負わざるを得ない、かように考えております。いままでのところさような事実はございません。以上、お答え申し上げます。(拍手)

日程第一 石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第一、石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和三十九年二月十日

内閣総理大臣 池田 勇人

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法(昭和三十八年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

- 第十五条に次の二項を加える。
2 政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内

において、基金に追加して出資することができる。

3 基金は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増加するものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

鉱害賠償基金に對する政府の追加出資に關する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事神田博君。

〔神田博君登壇〕

○神田博君 たゞいま議題となりました石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。石炭及び亜炭鉱業による鉱害については、従来より、その処理を円滑に推進するため種々の対策が講ぜられてき

たのはすでに御承知のとおりでありま

去る第四十三回国会において制定され

る供託金制度にかえて、鉱害賠償積

度に、政府資金を加えて賠償資金の融

等をはかるための実施機関として、特

殊法人鉱害賠償基金を創設したのであ

ります。しかるに、最近、石炭鉱業の

合理化の進展に伴い、鉱害が急増し、

その処理の促進が強く要請されるに

至っている実情であります。

本案は、かかる実情にかんがみ、鉱

害賠償基金に対し、政府が追加して出

資できるものとし、昭和三十九年度一

決に付しましたところ、多数をもって

可決すべきものと決した次第でありま

す。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決でありま

す。賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よっ

て、本案は委員長報告のとおり可決い

たしました。

日程第二 麻薬取締法の一部を改

正する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、麻薬取

第五十四条第一項中「百五十名を

「百六十名」に、「百二十名」を「百

三十五名」に改める。

附則

この法律は、昭和三十九年四月一

日から施行する。

理由

麻薬取締官の数及び麻薬取締員の

都道府県を通じての数を改める必要

がある。これが、この法律案を提出

する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求

めます。社会労働委員会理事井村重雄

がみ、麻薬取締官及び麻薬取締員の増

員、すなわち、百五十名以内であった

麻薬取締官を百六十名以内に、また、

百二十名以内であった麻薬取締員を百

三十五名以内に、それぞれ増員し、麻

薬取締り体制の整備強化をはかろ

うとするものでございます。

本案は、去る二月三日日本委員会に付

託となり、三月三十日、質疑を終了い

たしましたところ、麻薬取扱者中、麻

薬施用者等の免許の有効期間につい

て、自由民主党及び日本社会党よりそ

れぞれ修正案が提出され、小宮山重四

免許にあつては免許の日からその年

の十二月三十一日まで、麻薬小売業

者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻

薬研究者の免許にあつては免許の日

からその日の属する年の翌年の十二

月三十一日まで」に改める。

附則を附則第一項とし、同項の次

に次の一項を加える。

2 この法律の施行前になされた麻

薬取扱者の免許の有効期間は、こ

の法律による改正後の麻薬取締法

第五条の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は修正でありま

す。本案を委員長報告のとおり決する

に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よっ

て、本案は委員長報告のとおり決しま

した。

臨時行政調査会設置法の一部を改

正する法律案(内閣提出、参議

院送付)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動

議を提出いたします。

長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律

臨時行政調査会設置法(昭和三十六年法律第九十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「昭和三十九年三月三十一日」を「昭和三十九年九月三十日」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員長徳安實藏君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔徳安實藏君登壇〕

○徳安實藏君 ただいま議題となりました臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案につき、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、臨時行政調査会の存続期限を本年九月三十日まで六カ月間延長しようとするものであります。

本案の審議にあたりましては、特に池田内閣総理大臣、佐藤臨時行政調査会長及び山村行政管理庁長官の出席を求め、慎重に審議を行いました。

本日、質疑を終了いたしました。直ちに採決の結果、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(船田中君) この際、暫時休憩いたします。

午後五時三十六分休憩

午後十時五十分開議

○議長(船田中君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

外国為替及び外国貿易管理法及び

外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院

送付)

印紙税法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院送付)

○小沢辰男君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、参議院送付、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、

委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 小沢辰男君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案、印紙税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和三十九年三月十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田中殿

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)

第一条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三章 外国為替予算(第十六条―第二十条)」を「第三章 削除」に改める。

第三条及び第四条を次のように改める。

第三条及び第四条 削除

第三章 削除

第十六条から第二十条まで 削除

第五十二条中「外国為替予算の範囲内で最も有利且つ有効な貨物の輸入」を「外国貿易及び国民経済の健全な発展」に改める。

(外資に関する法律の一部改正)

第二条 外資に関する法律(昭和二十五年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「外国資本の投下の認可及び届出並びに投下された外国資本の指定等」を「外国資本の投下の認可及び投下された外国資本の指定等」に改める。

第二条中「届出又は」を削る。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

第九条の二第一項中「外国為替公認銀行をいう」の下に「以下同じ」を加える。

第二章の章名中「届出並びに」を削る。

第十條中「のうちその対価を外国へ向けた支払により受領しよう

とするものを削り、「甲種技術援助契約となるときは」の下に、「政令で定める場合を除き」を加える。

第十一条の見出し中「又は届出」を削り、同条第一項中「(次項に規定する株式又は持分に該当するものを除く。)」を削り、同条第二項を削り、同条第三項中「前二項を削り、同条第四項中「前二項」とし、同条第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第三項とする。

第十二条第一項中「でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするもの」を削り、同条第二項中「前条第三項第一号」を「前条第二項第一号」に改め、「該当する場合」の下に「その他政令で定める場合」を加え、同条第三項中「中前条第三項第一号に係る部分」を削る。

第十三条第一項中「でその果実又は元本の回収金を外国へ向けた支払により受領しようとするもの」を削り、同条第二項中「第十一条第三項第一号」を「第十一条第二項第一号」に改め、「該当する場合」の下に「その他政令で定める場合」を加え、同条第三項中「第一項但書の規定」を「第一項ただし書」に改め、「中第十一条第三項第一号に係る部分」を削る。

第十三条の二、第十五条の二第一項第三号及び第二項第一号並びに第十五条の三第一項及び第三項中「第十一条第三項」を「第十一条第二項」に改める。

第十七条第一項中「買収した場合において、当該外国投資家が」を「買収したときは、当該外国投資家について、外国為替及び外国貿易管理法第二十七条の規定により、当該外国投資家が」に、「金額の全部又は一部について外国へ向けた支払をしようとするときは、当該外国投資家は、政令で定めるところにより、その旨及び政令で定める事項を記載した書面を大蔵大臣に提出しなければならない」を「金額(当該外国投資家が第三條第一項第一号イからハまでに掲げる者以外の者である場合には、当該金額のうち政令で定める金額)の外国へ向けた支払が認められたものとする。ただし、当該外国へ向けた支払が当該対価の受領の日から一年以内に行なわれる場合に限る」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「第一項」を「前項」に、「前四項」を「同項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十四条第二項第三号を次のように改める。

三 削除

第二十五条の二の見出しを「事務の一部委任」に改め、同条第一項中「日本銀行」の下に「又は外国為替公認銀行」を加え、同条に次の一項を加える。

3 第一項の場合において、その事務に従事する日本銀行及び外国為替公認銀行の職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第二十七条中「第十一条第二項の規定による届出をせず、又は同項若しくは」を削る。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

3 経済企画庁設置法(昭和二十七年法律第二百六十三号)の一部を次のように改正する。

4 同法第十四号中「外国為替予算並びに」を削る。

4 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四百四十四号)の一部を次のように改正する。

4 同法第四十七号を次のように改める。

四十七 削除

第十三条第六号を次のように改める。

六 削除

5 農林省設置法(昭和二十四年法律第五百十三号)の一部を次のように改正する。

4 同法第十六号の四を次のように改める。

十六の四 削除

4 同法第十六号の五中「認可を与え、又は届出を受領する」を「認可を与え」に改める。

8 同法第一項第十七号中「外国為替予算案の作成の準備に関すること及び」を削る。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

4 同法第一項第十九号を削り、第十八号の二を第十九号とし、同項第二十五号中「認可を与え、又は届出を受領する」を「認可を与える」に改める。

8 同法第一項第四号を次のように改める。

四 削除

7 運輸省設置法(昭和二十四年法律第五百七十七号)の一部を次のように改正する。

4 同法第一項第十四号の五を削り、第十四号の六を第十四号の五とし、第十四号の六の二を第十

四号の六とし、同項第十四号の七中「許可を与え、又は届出を受領する」を「認可を与える」に改める。

第二十二條第一項中第十六号の五を削り、第十六号の六を第十六号の五とする。

印紙税法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和三十九年三月十三日
衆議院議長 重宗 雄三
衆議院議長 船田中殿

印紙税法の一部を改正する法律
印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六條ただし書を次のように改める。

但シ左ノ各号ニ規定スル方法ニ依リ印紙貼用ニ代フルコトヲ得

一 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ税印ノ押捺ヲ受クル方法

二 命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受ケ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シ且政府ノ定

メタル書式ニ依ル表示ヲ為ス方
法

三 命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税額ニ相当スル現金ヲ政府ニ納付シテ印紙税現金納付計器(政府ノ指定シタル計器ニ政府ノ公示シタル形式ノ印影ヲ生ズベキ印(以下納付印ト稱ス)ヲ付シタルモノヲ謂フ以下同ジ)ニ依リ印紙税額ニ相当スル金額ヲ明示シ納付印ノ押捺ヲ為ス方法

第六条ノ三中「前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル」を「前項ニ規定スル」に認め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次のように加ふる。

政府ハ前二条ノ規定ニ依リ納付シタル印紙税ニ係ル過誤納アル場合ニ於テ当該規定ニ依リ現金ヲ以テ納付スル印紙税ニ充當スベキ旨ノ請求アリタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ当該充當ヲ為スコトヲ得
第六条ノ三の次に次の二条を加ふる。

第六条ノ四 印紙税現金納付計器ヲ設置セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クベシ
政府ハ前項ノ承認ヲ与フルニ當リ印紙税保全上必要アリト認ムルトキハ当該印紙税現金納付計器ノ設置及使用ニ付条件ヲ付スルコトヲ得

第一項ノ規定ニ依リ設置ヲ廃止セントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ
第一項ノ規定ニ依リ印紙税現金納付計器ノ設置ニ付政府ノ承認ヲ受ケタル者本法若ハ本法ニ基ク命令又ハ第二項ノ規定ニ依リ付シタル条件ニ違反シタルトキハ政府ハ其ノ承認ヲ取消スコトヲ得

第六条ノ五 納付印又ハ当該納付印ノ印影ニ紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ生ズベキ印ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ承認ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ製造、販売又ハ所持スルコトヲ得ズ

第九条ノ次に次の二条を加ふる。
第九条ノ二 印紙税現金納付計器ノ販売業又ハ納付印ノ製造業若ハ販売業ヲ為サントスル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ旨ヲ政府ニ申告スベシ之ヲ休止又ハ廃止セントスルトキ亦同ジ

第九条ノ三 印紙税現金納付計器ノ販売業者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ印紙税現金納付計器、政府ノ指定シタル計器、納付印及第六条ノ五ニ規定スル印ノ受入、貯蔵又ハ販売ニ関スル事実ヲ帳簿ニ記載スベシ納付印ノ製造業者又ハ販売業者ノ製造又ハ販売スル納付印及第六条ノ五ニ規定スル印ニ付亦同ジ
第十条に次の一項を加ふる。
印紙税現金納付計器、納付印、第

六条ノ五ニ規定スル印、印紙税現金納付計器ノ販売業者ノ所持スル政府ノ指定シタル計器又ハ前条ニ規定スル者ノ所持スル同条ノ規定ニ係ル物件ノ製造、受入、貯蔵若ハ販売ニ関スル帳簿書類其ノ他ノ物件ハ当該官吏之ヲ検査スルコトアルベシ
第十一条第一項中「若ハ表示ヲ為サズ」を、「表示ヲ為サズ若ハ納付印ノ押捺ヲ為サズ」に改める。
第十二条を次のように改める。
第十二条 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一万円以下ノ罰金又ハ科料ニ処ス
一 第九条ノ二ノ規定ニ依リ申告ヲ為サズ又ハ詐リタル者
二 第九条ノ三ノ規定ニ依リ帳簿ノ記載ヲ為サズ若ハ詐リ又ハ帳簿ヲ隠匿シタル者
三 第十条ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミタル者
第十三条の次に次の一条を加ふる。
第十三条ノ二 左ノ各号ノ一ニ該當スル者ハ一年以下ノ懲役又ハ五万円以下ノ罰金ニ処ス
一 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条第三号ノ規定ニ依リ押捺セラレタル印影ヲ改変シ又ハ其ノ印影若ハ之ト紛ハシキ外観ヲ有スルモノヲ作成シタル者

二 印紙税ヲ免ルル目的ヲ以テ第六条ノ四第一項ノ規定ニ依リ其ノ設置ニ付承認ヲ受ケタル印紙税現金納付計器ニ不正ナル操作ヲ加ヘタル者
三 第六条ノ五ノ規定ニ違反シタル者
第十四条中「前条」を「第十三条」に改める。
第十四条ノ二中「第十三条」を「第十三条ノ二」に改める。

附則
1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。
2 この法律による改正前の印紙税法第六条ただし書の規定により政府の承認を受けた一定の表示については、なお従前の例による。
3 この法律の施行の際、印紙税法第六条ノ五に規定する納付印又は当該納付印の印影に紛らわしい外観を有するものを生ずべき印を所持する者がある場合において、その者が当該物件につき、政令で定めるところにより、この法律の施行後一月以内に政府の承認を受けたいときは、その者が当該物件につきこの法律の施行の日に同条の規定による承認を受けたものとみなす。

4 この法律の施行の際、印紙税法第九条ノ二に規定する印紙税現金納付計器の販売業又は納付印の

製造業者若しくは販売業を行なつてゐる者が、政令の定めるところにより、この法律の施行後一月以内に、その旨を政府に申告した場合には、この法律の施行の日に同条の規定による申告があつたものとみなす。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長山中貞則君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○山中貞則君登壇

ただいま議題となりました二法律案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

初めに、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案について申し上げます。

わが国は、世界経済の趨勢に従い、開放経済体制への移行を進めており、その一環として、四月一日から国際通貨基金八条国へ移行するに伴い、加盟国の義務として、国際収支上の理由で經常取引のための支払い及び資金移動について為替制限をしてはならないこととなりますので、この法律案は、これに即応して、外国為替、外国貿易その他の対外経済取引に関する法制を整備しようとするものであります。

この法律案の概要を申し上げます
と、

まず第一は、外国為替及び外国貿易
管理法の一部改正であります。

すなわち、經常取引のための支払い
及び資金移動に対する為替制限を撤廃
しておく必要がありますので、外国為
替算制度を廃止するとともに、外国
為替算の廃止に伴い、外国為替算
の作成を主たる任務としている閣僚審
議会も廃止しようとするものでありま
す。

さらに、外国為替算制度の廃止に
伴い、今後の輸入貿易の管理は為替制
限によらない方法でこれを行ない得る
ように所要の改正を行なうものであり
ます。

第二は、外資に関する法律の一部改
正であります。

その第一は、外国為替算制度の廃
止に伴い、導入外資の対価、果実、元
本、補償金等の支払い予定額を外国為
替算に計上する措置を廃止すること
であります。

その第二は、外国投資家による株式
または持分等の取得は、すべて外資に
関する法律の認可を受けなければなら
ないこととし、そのかわり、認可を受
けて導入された外資の果実及び元本の
対外送金は、弊害のない限り自由に認
めることにしております。

その第三は、契約期間または対価の
支払い期間が一年をこえる技術援助契

約の締結並びに受益証券、社債及び貸
し付け金債権の取得については、その
対価、果実または元本の対外送金の希
望の有無にかかわらず、外資に関する
法律の認可を要することにするもので
あります。

その第四は、従来、主務大臣の事務
の一部を日本銀行に委任し得ることに
なっておりますのを、さらに外国為
替公認銀行にも委任し得るようになら
せております。

次に、印紙税法の一部を改正する法
律案について申し上げます。

この法律案は、印紙税の納付方法の
一つとして、納税者の便宜に供するた
め、印紙の貼用にかえ、昭和三十七年
四月以後、法律の委任に基づき、大蔵
省令によって採用されてきております
印紙税現金納付計器による納税制度に
ついて、その普及状況に顧み、これを
法律に明定し、計器の設置及び納付印
の製造等に関し、承認制度を設けると
ともに、計器の販売業者または納付印
の製造業者等につき、その開業申
告、記帳義務及び検査受託義務の規定
を設けるほか、これらの違反行為に対
する罰則規定を整備しようとするもの
であります。

また、以上のほか、印紙税にかかる
過誤納額を、現金で納付する印紙税に
充当することができるよう所要の措置
を講ずることにしております。

以上両法律案は、参議院先議の後、
本院に送付されたものでありまして、
当委員会において慎重に審議し、特に
外為法及び外資法改正案については、
国際收支と外貨準備高、海運收支等貿
易外收支の改善策、観光渡航の自由
化、輸出振興と国産愛用、外資導入と
中小企業等国内産業の保護、共産圏貿
易、低開発国援助等について、熱心な
質疑が行なわれました。

次いで、本日、質疑を終了し、外国
為替及び外国貿易管理法及び外資に関
する法律の一部を改正する法律案につ
いて討論に入りましたところ、堀委員
は日本社会党を代表して本案に反対す
る旨、また、竹本委員は民主社会党を
代表して賛成する旨の意見を述べられ
ました。次いで、採決いたしましたこ
ろ、本案は多数をもって原案のとおり
可決となりました。引き続き、印紙
税法の一部を改正する法律案について
採決いたしましたところ、全会一致を
もって本案は原案のとおり可決とな
りました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 両案中、外国為替
及び外国貿易管理法及び外資に関する
法律の一部を改正する法律案につき討
論の通告があります。これを許しま
す。堀昌雄君。

〔堀昌雄君登壇〕
○堀昌雄君 私、日本社会党を代表
いたしましたして、外国為替及び外国貿易
管理法及び外資に関する法律の一部を
改正する法律案に反対の理由を申し述
べます。(拍手)
本案は、わが国が国際通貨基金協定
八条国へ移行するに伴い、加盟国の
義務として、国際收支上の理由で經常
取引の支払いについて為替制限をして
はならないこととなるので改正を行な
うのでありますけれども、これまで I
M F 八条国に移行いたしましたわが国が、
その移行直前に、国際收支の不安をも
にして公定歩合の引き上げを行なった
国は、その例がございませぬ。(拍手)こ
のことはわが国の現在の外貨準備のき
わめて不安定な状態を物語っておるの
でありまして、わが国の現在の外貨準
備のあり方は、おそらく本日では二十
億ドルに近い状態にはなっていると思
うのでありますけれども、この中に占
めておりますところの資本收支の黒字
というものは、おそらく八億五千万ド
ルに達するであろうと考えられます。
しかし、この八億五千万ドルの資本收
支の黒字の中身を調べてみますならば、
その中には三億六千六百万ドルに
のぼるところの短期收支の黒字が計上
をされておるわけでございます。皆さ
んも御承知のように、この短期收支の
黒字の主たる部分は、ユーロダラーの
取り入れでございます。最近のユーロ

ダラーの取り入れの状態を調べてみま
すならば、いつもの例でありますなら
ば、一カ月未満ものが五%、一カ月も
ので二〇%、三カ月もので四〇%、六
カ月の三〇%、一年以上五%という
のが通例の姿でございますけれども、
最近の状態は、一カ月の未満で四〇
%のぼるといふ、まことに短期收支
の中身は不安定きわまりない状態にあ
るわけでございます。

さらに、私どもは現在の世界的な状
態を振り返ってみる必要があると思
うのでございます。第十八回 I M F 総会
におきましては、今後の国際流動性の
問題につきましては、次のような取り
きめが行なわれておるわけでありま
す。少なくとも I M F は、今後その資
金の量的、質的な改善を行なうこと
にやらなければ、今後のドル不安を防ぐ
ことはできないということが問題と
なっておりますのでありますけれども、ア
メリカの対外收支の赤字は、昨年は三
十五億ドルでございましたけれども、
本年はやはり三十三億ドルにのぼる赤
字をもたらしておるのであります。現
在の金の外貨準備は百五十四億ドル
になっておるのであります。このよう
なアメリカの金準備の不足、不安とい
うものが今後の流動性の問題の上に大
きな意味を持ってまいりますときに、日
本がこの八条国になります際に持つて
おります金準備というものは、わずか
に金外貨準備の中の一三%にすぎない

最近のユーロ
取り入れでございます。最近のユーロ

のでありまして、イギリス、アメリカ等が九二%とか七五%、フランス、イタリアにおきましても五九%から六五%というように、最も安定した準備高である金の保有がこのように異常に低いような形でIMF八条国に移行した国もないのでございます。

これらを考えてみますと、わが国の現在における状況は、きわめて不安定でございますし、さらに昨年、利子平衡税が行なわれましたその背景にありましますのは、一九六一年に日本はアメリカで六千百万ドル、一九六二年には一億二千万ドル、一九六三年には、第二・四半期まで一億八百万ドルにのぼるところの証券を売っておるわけでありますけれども、このことによつて起きた利子平衡税の被害は、日本に大きな被害を与えておりますが、カナダは同じ時期に、一九六一年には二億三千七百万ドル、一九六二年には四億五千七百万ドルと、日本の常に四倍もの外貨をアメリカから取つていきながら、これは例外の措置をされておるといふことは、いかに日本だけがアメリカから差別的な待遇を受けておるかといふことをあらわしておるわけでございます。(拍手)

このようにいろいろな角度から見まして、現在の日本の状態というものは、きわめて不安定な状態の中で国際社会の仲間入りをするわけでありまして、このことはまことに甚だしく裸でやりま

まの中に飛び込むのと同じく、このことによつて起こるところの日本の中小企業以下の脆弱なる土台を持つております産業に及ぼす影響というものは、今後まことに悲惨なものが生ずるおそれがあるのであります。(拍手)

私たちがこう考えてまいりますならば、このような不安定な時期にIMF八条国移行を受けなければならなかつたような、政府のこれまでの施策の誤りを指摘いたしますとともに、このような今回の措置、程度によりましてこれらの誤りを是正することができないといふことをここに明らかにしておかなければなりません。

以上が、私がこの法案について社会党を代表して反対する理由でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて討論は終局いたしました。これより採決に入ります。まず、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

○議長(船田中君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。午後十時十九分散会

- 出席國務大臣 内閣総理大臣 池田 勇人君 厚生大臣 小林 武治君 通商産業大臣 福田 一君 國務大臣 山村新治郎君 出席政府委員 内閣法制局長官 林 修三君 大蔵政務次官 藤瀬 瀧三君 厚生省次官 若松 栄一君 衛生局長 若松 栄一君

○朗読を省略した議長の報告 (法律公布要上及び通知) 一、去る二十八日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。 林業信用基金法の一部を改正する法律 (議決通知) 一、去る二十八日、本院は原子力委員会委員に武田榮一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る二十八日、本院は日本放送協会経営委員会委員に松坂佐一君を任命することに同意した旨内閣に通知した。 (報告書受領) 一、昨三十日、内閣から、地方財政第三十条の二の規定による地方財政の状況報告書を受領した。 (政府委員任命) 一、昨三十日、池田内閣総理大臣から船田議長宛、去る二十七日付議長において承認した増川遼三を三十日第四十六回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。 (応召議員) 一、昨三十日、大阪府第三区選出議員松原喜之次君は応召し、当選証書の対照を終わった。 (常任委員辞任) 一、去る二十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

- 内閣委員 保科善四郎君 前田 正男君 安藤 覺君 佐藤 孝行君 通信委員 佐藤 孝行君 前田 正男君 予算委員 安藤 覺君 佐藤 孝行君 議院運営委員 佐々木良作君 小平 忠君 一、昨三十日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る二十八日、議長において、次の常任委員の補欠を指名した。 (特別委員補欠選任) 一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 石炭対策特別委員 西岡 武夫君 竹内 黎一君 小宮山重四郎君 橋本龍太郎君

社会労働委員 浦野 幸男君 森下 元晴君 (常任委員補欠選任) 一、去る二十八日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 安藤 覺君 佐藤 孝行君 保科善四郎君 前田 正男君 通信委員 前田 正男君 佐藤 孝行君 予算委員 保科善四郎君 安藤 覺君 議院運営委員 小平 忠君 佐々木良作君 一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

一、昨三十日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 社会労働委員 森下 元晴君 浦野 幸男君 (特別委員辞任) 一、昨三十日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。 石炭対策特別委員 木村 守江君 田中 六助君 中村 幸八君 原田 憲君 小宮山重四郎君 竹内 黎一君 西岡 武夫君 橋本龍太郎君

一、昨三十日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。 石炭対策特別委員 西岡 武夫君 竹内 黎一君 小宮山重四郎君 橋本龍太郎君

中村 幸八君 田中 六助君
木村 守江君 原田 憲君

(議案提出)

一、去る二十八日、議員から提出した議案は次の通りである。

生活保護法の一部を改正する法律案 (八木一男君外九名提出)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 (八木一男君外九名提出)

一、去る二十八日、内閣から提出した議案は次の通りである。

学校教育法の一部を改正する法律案

一、昨三十日、内閣から提出した議案は次の通りである。

繊維工業設備等臨時措置法案
日本電気計器検定所法案

(案約受領)

一、昨三十日、予備審査のため内閣から送付された次の条約を受領した。

道路交通に関する条約の締結について承認を求めるとの件

自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件

(議案受領)

一、去る二十八日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

学校教育法等の一部を改正する法律案

(議案付託)

一、去る二十八日、委員会に付託された議案は次の通りである。

学校教育法の一部を改正する法律案 (内閣提出第一四七号)

文教委員会 付託

最低賃金法案 (勝岡田清一君外十四名提出、衆法第三六号)

社会労働委員会 付託

一、去る二十八日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

学校教育法等の一部を改正する法律案 (加瀬完君外四名提出、参法第一二号)(予)

文教委員会 付託

一、昨三十日、委員会に付託された議案は次の通りである。

生活保護法の一部を改正する法律案 (八木一男君外九名提出、衆法第三八号)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 (八木一男君外九名提出、衆法第三九号)

以上二件 社会労働委員会 付託

日本電気計器検定所法案 (内閣提出第一四九号) 商工委員会 付託

(案約付託)

一、昨三十日、予備審査のため内閣から送付された条約は次の委員会に付託された。

道路交通に関する条約の締結について承認を求めるとの件(案約第一四号)(予)

自家用自動車の一時期輸入に関する通関条約の締結について承認を求めるの件(案約第一五号)(予)

以上二件 外務委員会 付託

(案約送付)

一、去る二十八日、参議院に送付した条約は次の通りである。

通商に関する日本国とオーストラリア連邦との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件

通商に関する日本国とエル・サルヴァドル共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案送付)

一、去る二十八日、参議院に送付した本院提出案は次の通りである。

国会議員の秘書の給料等に関する法律の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案

国立学校特別会計法案

自動車検査登録特別会計法案

食糧管理特別会計法の一部を改正する法律案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

一、去る二十八日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案 (勝岡田清一君外十四名提出)

一、昨三十日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

生活保護法の一部を改正する法律案 (八木一男君外九名提出)

日雇労働者健康保険法の一部を改正する法律案 (八木一男君外九名提出)

(議案通知)

一、去る二十八日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

林業信用基金法の一部を改正する法律案

(緊急質問提出)

一、今三十一日、提出した緊急質問は次の通りである。

国産生ワクチン投与に関する緊急質問 (伊藤よし子君提出)

石炭鉱害賠償担保等臨時措置法の一部を改正する法律案 (内閣提出) に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近の石炭鉱業の合理化の進展に伴い、累積している鉱害の処理の促進が強く要請されている実状にかんがみ、鉱害賠償資金融資制度の一層の活用を図るため、本案は、当該基金に政府が追加出資を行なおうとするものである。

二 議案の可決理由

石炭及び亜炭鉱業による鉱害処理の円滑化を図るため、本案は適切妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対しては、日本社会党の多賀谷眞稔君外二名より、「政府機関の出資については、法文上明記すべき」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

昭和三十一年度一般会計予算に一億円の出資金が計上されている。

右報告する。

昭和三十三年三月三十日

石炭対策特別委員長 中村 寅太
衆議院議長船田中殿

麻薬取締法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における麻薬事犯の巧妙化、潜在化等の傾向が顕著であることにかんがみ、現在百五十名以内であつた麻薬取締官を百六十名以内、また百二十名以内であつた麻薬取締員を百三十五名以内、それぞれ増員し、麻薬取締

態勢の一層の整備強化をはかりうとするものである。

二 議案の修正議決理由

麻薬取締態勢の整備強化をはかるため、麻薬取締官及び麻薬取締員の増員を行なうことは時宜に適合するものと認め、さらに麻薬取扱者中麻薬小売業者等の免許の有効期間につき自由民主党小宮山重四郎君より修正案が提出され、本案は別紙の通り多数をもつて修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して、日本社会党河野正君より「麻薬施用者又は麻薬管理者の免許の有効期間を十年間とする」旨の修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

三 本案施行に要する経費

麻薬対策費として昭和三十九年度一般会計予算(厚生省所管)に四億八千五百二十九万三千円を計上している。

昭和三十九年三月三十日

社会労働 委員長 田口長治郎

衆議院議長船田中殿

〔別紙〕

(小字は修正)

麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第五条中「免許の日からその年の十二月三十一日まで」を「麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者、麻薬元卸業者又は麻薬卸業者の免許にあつては免許の日からその年の十二月三十一日まで、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者の免許にあつては免許の日からその日の属する年の翌年の十二月三十一日まで」に改める。

第五十四条第一項中「百五十名」を「百六十名」に、「百二十名」を「百三十五名」に改める。

附則

1 この法律は、昭和三十九年四月一日から施行する。

2 この法律の施行前になされた麻薬取扱者の免許の有効期間は、この法律による改正後の麻薬取締法第五条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

臨時行政調査会設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

臨時行政調査会は、行政を改善し、行政の国民に対する奉仕の向上を図ることを目的として、行政の実態に全般的な検討を加え、行政制度及び行政運営の改善に関する基本的事項を調査審議するため、総理府の附属機関として昭和三十九年三月三十一日までの間、臨時に設けられたものであるが、なお、審議に相当の時日を要するの

で、同調査会の存続期限を、本年九月三十日まで六カ月間延長しようとするのが、本案の要旨及び目的である。

二 議案の可決理由

臨時行政調査会の審議状況にかんがみ、本案は妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、約八百四十五万七千円が昭和三十一年度一般会計予算に計上されている。

昭和三十九年三月三十一日

内閣委員長 徳安 實藏 衆議院議長船田中殿

外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

わが国が国際通貨基金八条国へ移行するのに伴い、加盟国の義務として、国際収支上の理由で經常取引の支払いについて為替制限を設ける必要が生ずることとなるので、これに即応して、外国為替及び外国貿易管理法及び外資に関する法律の一部を、それぞれ次のように改正しようとするものである。

1 外国為替及び外国貿易管理法の一部改正

(1) 外国為替予算制度を廃止する。

(2) 外国為替予算制度の廃止に伴い、外国為替予算の作成を主たる任務としている関係審議会を廃止する。

(3) 外国為替予算制度の廃止に伴い、為替制限によらない方法により、輸入貿易の管理を行なうるよう必要の改正を行なう。

2 外資に関する法律の一部改正

(1) 外国為替予算制度の廃止に伴い、導入外資の対価、果実、元本、補償金等の支払予定額を外国為替予算に計上する措置を廃止する。

(2) 契約期間若しくは支払期間が一年をこえる技術援助契約の締結又は株式、持分、受益証券、社債若しくは貸付金債権の取得については、その対価、果実、元本の対外送金の希望の有無にかかわらず、外資に関する法律の認可を受けさせるよう必要の改正を行なう。

(3) 従来、主務大臣又は大蔵大臣の事務の一部を日本銀行に委任していたが、これを外国

為替公認銀行にも委任しうるようにする。

二 議案の可決理由

わが国が、世界経済のすう勢に即応し、開放経済体制への移行を進め国際通貨基金八条国となるに伴い、外国為替予算制度の廃止、外資導入に係る規制方式の簡素化等の措置を講ずることは必要にして適切妥當な措置であることを認め、本案は原案の通り可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 山中 貞則 衆議院議長船田中殿

印紙税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

昭和三十七年四月以後、印紙税納付方法の一つとして、印紙の貼用に代えて、印紙税現金納付計器による納税制度が、省令により認められてきているが、その普及状況にかえりみ、今回、この制度を法律に規定することとし、計器の設置及び納付印の製造等について、承認制度を設けるとともに、計器の販売業者又は納付印の製造業者について、その開業申告、

記帳の義務及び検査受認義務を設けるほか、これらの違反行為に対する罰則規定を整備することとしている。

また、以上のほか、印紙税に係る過誤納については、現金で納付する印紙税に充当することができ、る措置を講ずることとしている。

二 議案の可決理由

印紙税現金納付計器による印紙税納付制度の普及状況にかんがみ、時宜に適する措置と認め、本案は可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和三十九年三月三十一日

大蔵委員長 山中 貞則

衆議院議長船田中殿

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 十五円
(ただし真賞紙は二十円)
(送料とも)

発行所
 東京都港区赤坂茨町二番地
 大蔵省印刷局 電話 東京 六二一〇

官 報 課